自営業等申立書 ※就労証明書と併せて提出が必要です。

1週間の就労状況 ※平均的な1週間の就労状況をご記入ください。

時間)	※平均的な1:	週间の 汎力 り	\沈をL記入\	人に合い。	金	±	日
6時	1/2	7,1		7.	71.	ш.		1
7時								
8時	8:00~12:00 現場にて作業							
9時	(〇〇建設 依頼分)							
10時								
11時								
12時	休憩							
13時	移動							
14時	14:00~17:00 現場にて作業							
15時								
16時								
17時	<u></u>							
18時								
19時								
20時以降								

添付資料について ~必ずお読みください~

会社が証明する就労証明書と異なり、自営業申立書は自己申告です。次の書類(①+②)を提出することにより、入所の選考において、客観的資料として取り扱います。

※①または②のどちらかひとつでも不備・添付漏れがあった場合は、保育所申込等対象外です。

①確定申告等

直近の確定申告で自営業の収入の申告をされた方は、受付印の押された「確定申告書」の控え、または受付印の押された「村・県民税の申告書」の写し

①の書類と、次の②ア~オの書類(いずれか一つ)を提出してください。

②その他客観的資料

- ア. 税務署の受付印が押された「個人事業開業届出書(控)」の写し
- イ. 保険所等公的機関が発行する「営業許可証」等
- ウ. その事業を始めるにあたって資格を必要とし、その資格証に開業している事実(事業所の所在地)が記入されている場合は、資格証
- エ. 委託販売契約における委託業者との契約書等
- オ. 上記の書類がない場合は、その業態に応じた自営業者としての証拠資料 例:請負契約書、仕入帳簿、売上帳簿、仕入伝票、入会申込書等、名刺、宣伝用チラシや パンフレットなど
- ※父、母ともに同じ自営業の場合、添付資料が全く同一になる場合は、一部のみ提出してください。
- ※書類提出後、電話や訪問等による就労確認をする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。